

最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

埼玉労働局一般公示第24号

埼玉地方最低賃金審議会は、埼玉県最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、埼玉県の区域内の事業場で使用される労働者（これらの者の団体を含む。）又はその使用者であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を令和2年7月21日までに、埼玉地方最低賃金審議会（さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー15階 埼玉労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和2年6月30日

埼玉労働局長 木塚 欽也

担当：	埼玉労働局労働基準部賃金室
TEL	048（600）6205